

指定訪問介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(七宗町指定 第2181300035号)

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供される内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスのご利用は可能です。

目 次

・ 事業の目的と運営方針、事業所の内容	1
・ サービスの内容	1・2
・ 利用料金	2・3・4
・ サービス利用にあたっての留意事項	4
・ 非常災害対策、緊急時の対応、事故発生時の対応	4
・ 守秘義務に関する対策	4・5
・ 利用者の尊厳、身体拘束の禁止	5
・ 苦情相談窓口	6
・ 損害賠償について	6

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の内容

(1)事業所名

七宗町ホームヘルプ事業所

事業所番号

2181300035

所在地

岐阜県加茂郡七宗町神淵 10327 番地 1

管理者の氏名

塚本 寿

電話番号

0574-46-1294

FAX

0574-46-0007

サービスを提供する地域

通常の事業の実施地域は、七宗町全域

(2)事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤
管理者	業務の一元的な管理	1名	—
サービス提供責任者	サービス事業計画の作成	1名以上	—
訪問介護員	訪問介護の提供	3名以上	
事務職員	介護報酬請求事務	1名以上	

(3)訪問日・訪問時間及び受付日・受付時間

訪問日・訪問時間	月曜日から日曜日 (ただし、12月29日から1月3日までを除く) 午前7時から午後9時まで
受付日・受付時間	月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

3. サービスの内容

(1)身体介護

① 食事介助

食事の介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から下膳まで含まれます。

② 入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。ただし、本人が全く自力で移動ができない場合等には、訪問入浴サービス等の他のサービスが必要です。

③ 排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

④ 清拭

身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。

- ⑤ 体位交換
褥瘡の防止のために、一日何回か体位変換を行う際の介助を行います。
- ⑥ 着脱介助
衣類の着脱の介助を行います。利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。
- ⑦ 整容介助
身繕いを介助します。整髪、美容、爪切り等が含まれます。

(2)生活援助

- ① 買物
日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常にご利用者の確認を得ながら行います。ご利用者宅から買い物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係等により訪問前に買い物を行う場合は、ご利用者やサービス提供責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認のうえ行います。
- ② 調理
ご利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片づけ、食品の管理を行います。ご利用者以外のご家族等の食事の調理は提供できません。
- ③ 掃除
居室等の掃除、布団干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。居室等とは、ご利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等です。
- ④ 洗濯
日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要なく、短時間にできる範囲内の補修です。
- ⑤ 衣類の入れ替え
季節の変わり目における衣服の入れ替え、寝具の交換等を行います。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

ご利用者負担額は、サービス利用料金の1割、2割又は3割の額です。

(※自己負担割合は、介護保険負担割合証に基づきます。)

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスご利用分は全額ご利用者負担となります。

介護報酬告示額

(1)基本料金

平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

(特定事業所加算(Ⅱ)100分の10を相当する単位数が加算されています。)

1 割負担の場合

サービスに要する時間		20分未満	20分以上30分未満		30分以上1時間未満	1時間以上1時間半未満
身体介護	単位数	179	268		426	624
	利用料金(1単位=10円)	1,790円	2,680円		4,260円	6,240円
	介護保険から給付される金額	1,611円	2,412円		3,834円	5,616円
	サービス利用に係る自己負担額	179円	268円		426円	624円
			引き続き生活援助が中心であるとき			
			20分以上45分未満	45分以上70分未満	20分以上45分未満	45分以上
生活援助	単位数		72	143	197	242
	利用料金(1単位=10円)		720円	1,430円	1,970円	2,420円
	介護保険から給付される金額		648円	1,287円	1,773円	2,178円
	サービス利用に係る自己負担額		72円	143円	197円	242円
	身体・生活に係る合計自己負担額		340円	411円		

2 割自己負担額は上記の自己負担額に2を乗じた金額、

3 割自己負担額は上記の自己負担額に3を乗じた金額となります。

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯に指定訪問介護サービスを行った場合には、次の割合で利用料金に加算されます。加算された料金は、介護保険の支給限度額の範囲であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 早朝(午前6時から午前8時まで) 25%
- ・ 夜間(午後6時から午後10時まで) 25%

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

☆ 上記以外のサービスご利用の場合は別途ご説明します。

※ 特別地域訪問介護加算として所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算します。

※ 初回加算 1ヶ月につき200単位

新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員などが訪問介護を行う際に同行訪問した場合

※ 緊急時訪問介護加算 1回につき100単位

ご利用者やその家族などからの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャ

- ーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者またはその他の訪問介護員などが居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合
- ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ)として所定単位数の1000分の270に相当する単位数を所定単位数に加算されます。
 - ※ 介護保険給付の支払い限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用金額の全額がご利用者のご負担となります。

※ その他の費用

交通費

通常の事業の実施地域以外のお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、1kmにつき35円いただきます。

利用料金のお支払い方法

- (1) 当事業所指定の金融機関(めぐみの農業協同組合 ひすい支店、神淵支店他)での口座振替(ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、現金等払込書にて納付して下さい。)
- (2) 現金等払込書による納付(めぐみの農業協同組合 ひすい支店、神淵支店の窓口で納付できます。)

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① ご利用者又はそのご家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ② 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ③ 実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員等が交代してサービスを提供します。
- ④ 訪問介護実施のために必要な備品等(水道・電気・ガス・電話を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員等が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医又は「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の content と

しています。

10. 利用者の尊厳

- (1) ご利用者の意志と人権を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供します。
- (2) ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待の防止

事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 塚本寿

虐待防止に関する担当者 サービス提供責任者 渡辺さゆり

- (2) 従業員に対する虐待防止のための研修を実施しています。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修及び訓練を定期的実施します。

14. 衛生管理等

(1) 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

(2) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

15. 契約の終了

- (1) ご契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合
- (3) ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- (4) 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (5) ご契約者が、身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合

16. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

七宗町ホームヘルプ事業所

受付担当者 チーフヘルパー 渡辺 さゆり
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(月曜日～金曜日、祝日を除く)
電話番号 0574-46-1294

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

七宗町役場 健康福祉課

所在地 七宗町上麻生2442番地3
電話番号 0574-48-1112
FAX 0574-48-2239
受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日曜日、祝日を除く)

国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県農業福祉会館内
電話番号 058-275-9826
FAX 058-275-7635
受付時間 午前9時～午後5時(土、日曜日、祝日を除く)

岐阜県社会福祉協議会

所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県農業福祉会館内
電話番号 058-273-1111
FAX 058-277-0431
受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日曜日、祝日を除く)

17. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

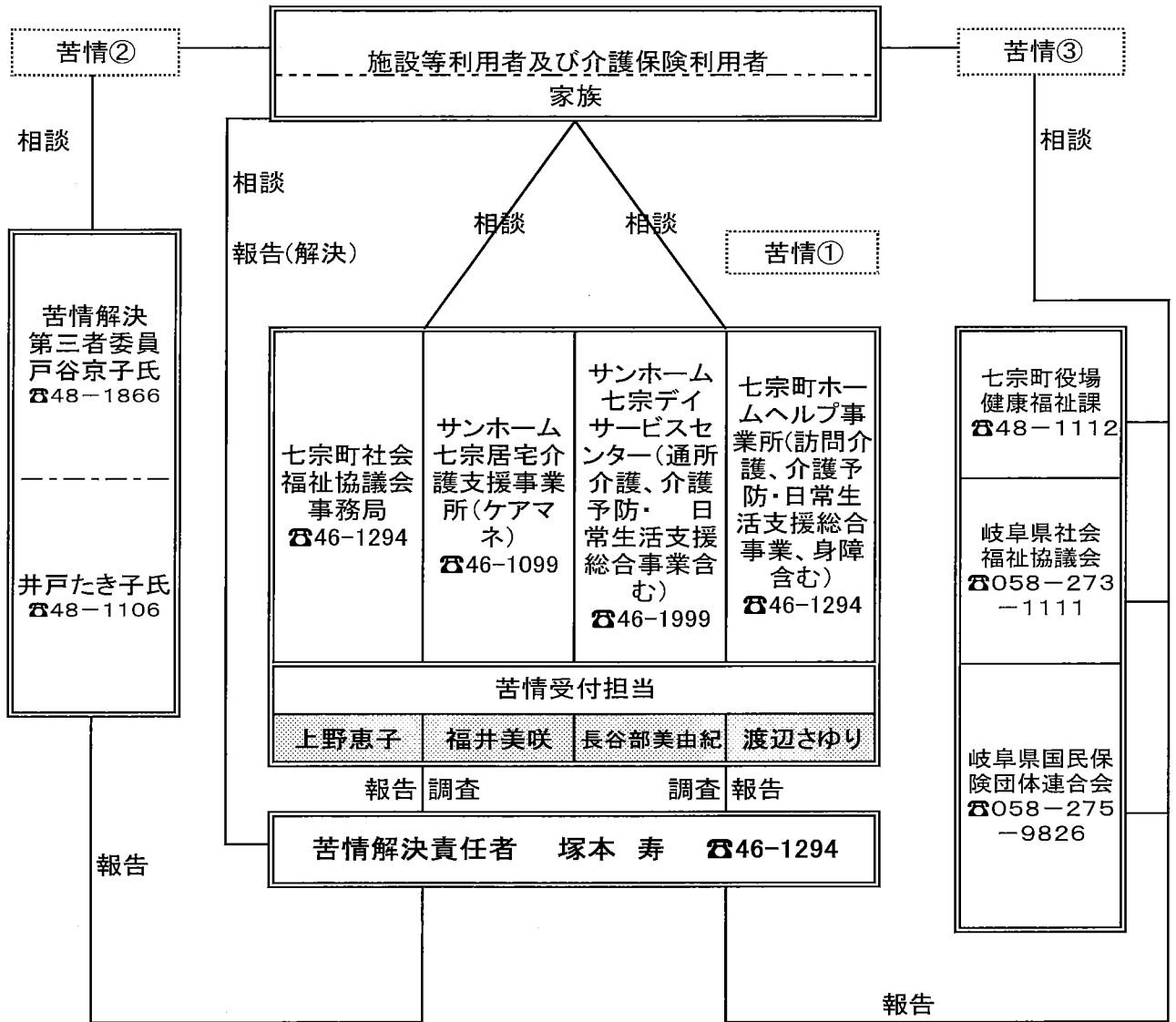
指定訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

所在地 岐阜県加茂郡七宗町神渕 10327 番地 1
事業者名 七宗町ホームヘルプ事業所
(事業所番号 2181300035)

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

利用者との続柄()

七宗町社会福祉協議会苦情処理図



ご利用者(ご家族)の方は各事業者の苦情受付担当者(苦情解決責任者に直接でも構いません)

に苦情を申し出てください「①」。また、苦情解決第三者委員に申し出ることも出来ます「②」。

なお他にも七宗町役場健康福祉課、岐阜県社会福祉協議会、岐阜県国民健康団体連合会へ苦情の申し出が出来ます「③」。

苦情の申し出、お問い合わせは 七宗町社会福祉協議会事務局まで ☎46-1294

事故発生時についての対応方法

社会福祉法人七宗町社会福祉協議会

